

中国漁業監視船等の尖閣諸島沖領海侵犯等の挑発行為と不当な主張に対する抗議決議

本年 8 月 24 日、本市行政区である尖閣諸島久場島沖北北東の接続水域を航行する中国漁業監視船 2 隻が、我が国領海内に侵入した。

領海侵犯した中国漁業監視船 2 隻に対し、海上保安庁巡視船は、我が国領海内から退去するよう警告を行ったが、中国漁業監視船は警告を無視し「魚釣島その他周辺諸島は中国固有の領土である。」、「法に則り中国管轄海域において正当な公務を行っている。」と返答した。

また、9 月 25 日と 26 日の両日、中国の海洋調査船 2 隻が尖閣諸島周辺海域の我が国排他的経済水域内で海底調査等を行っている事を海上保安庁が確認した。

更には、最近明らかになった事として、本年 6 月 29 日に、中国空軍機が尖閣諸島上空から与那国島上空を飛行するこれまでにない行為があった。

これらの中国による、尖閣諸島周辺海域に対する挑発的行為は、尖閣諸島を行政区とし、良好な漁場としている石垣市民並びに先島諸島住民の平穏な生活を脅かし、我が国の主権を侵害する行為と不当な主張に対し強く抗議する。

以上、決議する。

平成 23 年 10 月 3 日

沖縄県石垣市議会

あて先

中華人民共和国駐日本国特命全権大使、中華人民共和国国家主席